

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 3 月 30 日 (火) 第 195 号 の 18



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規

則

○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (※)

(子ども家庭課取扱い) 1

## 規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

### 鹿 児 島 県 規 則 第 37 号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則 (昭和36年鹿 児 島 県 規 則 第 39 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

別表第 2 を 次 の よう に 改 め る。

本人の属する世帯の階層区分		負担金額 (月額)	
階層区分	定 義		
A	生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) による支援給付受給世帯	円 0	
B	当該年度分の市町村民税非課税世帯 (A階層に属する世帯を除く。)	2,200	
C	当該年度分の市町村民税の額が均等割の額のみ世帯 (A階層に属する世帯を除く。)	4,500	
D <sub>1</sub>	当該年度分の	3,000円以下	5,800
D <sub>2</sub>	市町村民税の	3,001円から5,800円まで	6,900
D <sub>3</sub>	額に所得割の	5,801円から8,700円まで	7,600
D <sub>4</sub>	額がある世帯	8,701円から13,000円まで	8,500
D <sub>5</sub>	であつて、そ	13,001円から17,400円まで	9,400
D <sub>6</sub>	の所得割の額	17,401円から22,400円まで	11,000
D <sub>7</sub>	の区分が次の	22,401円から28,200円まで	12,500
D <sub>8</sub>	区分に該当す	28,201円から58,400円まで	16,200
D <sub>9</sub>	る世帯 (A階	58,401円から75,000円まで	18,700
D <sub>10</sub>	層に属する世	75,001円から96,600円まで	23,100
D <sub>11</sub>	帯を除く。)	96,601円から121,800円まで	27,500
D <sub>12</sub>		121,801円から175,500円まで	35,700
D <sub>13</sub>		175,501円から221,100円まで	44,000
D <sub>14</sub>		221,101円から380,800円まで	52,300
D <sub>15</sub>		380,801円から549,000円まで	80,700
D <sub>16</sub>		549,001円から579,000円まで	85,000

D <sub>17</sub>	579,001円から700,900円まで	102,900
D <sub>18</sub>	700,901円から849,000円まで	122,500
D <sub>19</sub>	849,001円から1,041,000円まで	143,800
D <sub>20</sub>	1,041,001円以上	その月のその本人に係る支弁額

備考 本人が次の各号のいずれかに該当する場合における当該本人に係るその月の負担金の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 月の途中から療育の給付を受け、又は月の途中で当該療育の給付を受けなくなった場合 その者に係るその月の負担金額欄に掲げる額（以下「金額欄額」という。）を日割計算した額（以下「日割額」という。）
- (2) その者に係る金額欄額（前号に該当する者にあつては、その者に係る日割額をいう。以下同じ。）がその者に係るその月の支弁額を超える場合 その者に係るその月の支弁額
- (3) 同一世帯に属する2人以上の者が同一月に療育の給付を受けた場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれアからウまでに定める額
  - ア 全員に係る金額欄額が同じであるとき 1人についてはその者に係る金額欄額、他の者についてはそれぞれその者に係る金額欄額に0.1を乗じた額（その者に係る金額欄額が、その月のその本人に係る支弁額となる者であつて、その額に0.1を乗じて得た額が17,120円に満たないものについては、17,120円。イ及びウにおいて同じ。）
  - イ 2人以上の者に係る金額欄額が同じであつてその額が他の者に係る金額欄額より高いとき 金額欄額の高い者のうち1人についてはその者に係る金額欄額、他の者についてはそれぞれその者に係る金額欄額に0.1を乗じた額
  - ウ 1人の者に係る金額欄額が他の者に係る金額欄額より高いとき その者に係る金額欄額が最も高い者についてはその者に係る金額欄額、他の者についてはそれぞれその者に係る金額欄額に0.1を乗じた額

注

- 1 「均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割（同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定を適用しないものとして計算されたものによる。）の額をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合は、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
  - 2 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、当該課税関係が判明するまでの期間は、前年度の市町村民税の課税関係によることとする。
  - 3 「支弁額」とは、法第50条の規定により県が支弁すべき額をいう。
  - 4 災害等の特別の理由によりこの表に規定する負担金額により難しいときは、別に定める。
- 別表第4注3及び別表第5注2中「注1、注3及び注4」を「注1から注3まで」に改める。  
 別記第1号様式及び別記第2号様式中「印」を削る。  
 別記第4号様式中「担当医師氏名 印」を「担当医師氏名 氏名 印」に改める。  
 別記第6号様式中「氏名 印」を「氏名 氏名 印」に改める。  
 別記第7号様式及び別記第8号様式中「印」を削る。  
 別記第31号様式中「氏名 印」を「氏名 氏名 印」に、

ふりがな 氏名	妊産婦との 続柄	生年月日	性別	職業
	本人			
			男・女	

を

			男・女	

「

ふりがな 氏 名	妊産婦との 続 柄	生年月日	職 業
	本 人		

」

に改め、同様式注中 1 を削り、 2

を 1 とし、 3 を 2 とし、同様式注 4 中「性別欄及び」を削り、同様式注 4 を同様式注 3 とし、同様式注中 5 を 4 とし、 6 を 5 とし、 7 を 6 とする。

別記第 32 号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注中 1 を削り、 2 を 1 とし、 3 を 2 とし、 4 を 3 とし、 5 を 4 とし、 6 を 5 とし、 7 を 6 とする。

別記第 38 号様式、別記第 41 号様式の 2、別記第 41 号様式の 3 及び別記第 43 号様式から別記第 44 号様式の 2 までの規定中「印」を削る。

別記第 44 号様式の 3 中「印」を削り、

(ふりがな)	性 別	男・女
--------	--------	-----

を

「

(ふりがな)
--------

に改める。

」

別記第 46 号様式の 3 から別記第 46 号様式の 5 まで及び別記第 46 号様式の 11 から別記第 46 号様式の 19 までの規定中「印」を削る。

別記第 47 号様式中「印」を削り、「職業指導」を「職員指導」に、「職業構成状況」を「職員構成状況」に改める。

別記第 47 号様式の 2 中「印」を削り、「職業指導」を「職員指導」に、「職業構成状況」を「職員構成状況」に改める。

別記第 48 号様式から別記第 49 号様式の 2 までの規定中「印」を削る。

別記第 50 号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改める。

別記第 58 号様式中「印」を削る。

別記第 61 号様式中「印」を削り、「第 43 条第 9 号、第 43 条第 10 号」を「第 43 条第 1 項第 9 号、第 43 条第 1 項第 10 号」に改める。

別記第 64 号様式中「氏 名 印」を「氏 名 」に改める。

別記第 65 号様式及び別記第 66 号様式中「印」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の児童福祉法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。